第３章　歴史文化遺産の保存・活用の取組分野ごとの方針

本章では、目標の実現に向けた取組を確実に推進していくための具体的な取組方針を設定します。前章で設定した基本方針を大前提とした上で、関係する多くの主体が、取組の趣旨・目的・方向性等を理解・共有できるよう、分かりやすい６つの取組分野（「担い手育成」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」、「体制整備」）※1から、現状と課題を整理し、今後の取組に向けた方針を設定しています。

３－１　取組分野ごとの現状と課題

次ページ以降に取組分野ごとの現状と課題を整理しています。それらを踏まえた取組分野ごとの必要な取組は、表 3-1 のように総括できます。

表 3-1　取組分野ごとの現状・課題を踏まえた必要な取組（総括）

取組分野	必要な取組
担い手育成	・町民・学校・企業・出身者などのさまざまな主体における福崎町の歴史文化を大切に思う人・支える人の育成 ・歴史文化は自分たちのものという当事者意識の醸成 ・郷土学習や歴史文化体験、観光ガイド育成などを通じた歴史文化遺産の保存・活用の次世代の担い手の育成 ・歴史文化遺産の保存・活用に係る専門的な人材、まちづくりに活かすためのリーダー的な人材や活動団体等の育成
調査・研究	・寺社建築や彫刻・工芸品などの十分な調査ができていない類型や、民俗文化などの福崎町の歴史文化にとって特に重要となる類型の優先的な把握調査 ・子どもや出身者などの多様な視点からの把握調査 ・町民等を中心とした調査・研究の町全域への波及 ・専門家と連携した学術調査・詳細調査による価値の明確化やさらなる価値の解明 ・福崎町の歴史文化の価値や魅力についての継続的な調査・研究
保存・管理	・文化財指定・登録等に向けた積極的な取組や、指定・登録等に至らない歴史文化遺産の関連制度による保存措置 ・町民等による歴史文化遺産の日常的な維持・管理の継続 ・三木家住宅の保存修理、絵馬の保存・修理方策や柳田國男生家の茅葺（藁葺）材の確保方策などの検討を含めた、歴史文化遺産の老朽・破損への対応の推進 ・専門家との連携による指定等文化財の保存活用計画の策定の推進 ・史料の適切な保管・収蔵を行える施設・設備の整備 ・民俗文化の映像記録などの継続的な記録作成 ・歴史文化遺産の防災・防火・防犯対策の取組の拡充 ・盗難や破損などの万一の事態に備えた美術工芸品等の記録作成
活用	・歴史文化の正しい理解につながる活用の推進 ・これまで十分に光があたっていなかった歴史文化の活用 ・空き家となる歴史的建築物の活用促進 ・日本遺産の活用など、広域連携によるより魅力的な活用の取組 ・観光、産業、まちづくり、教育、福祉などの幅広い分野への活用 ・自治会の主体的な活用の取組による歴史文化豊かな生活環境づくり ・さまざまな活用を見据えた整備や周辺を含めた魅力的な景観・環境づくり ・交通ネットワークの整備等を通じた、関連する歴史文化遺産や拠点施設等をつないだ効果的な活用
情報発信	・町ホームページによる分かりやすい情報の発信や広報連載記事の再編・発信、最新の調査成果の地域への還元など、町民等が歴史文化に対する興味・関心を高める機会の提供 ・子どもが自ら調べ、学ぶことができる情報の提供 ・観光集客と保存・活用を支援するファン層の獲得のための魅力的な情報の発信 ・情報の相互リンクなど、効果的な情報発信体制の構築 ・観光客の観光支援やより詳しい情報へのニーズに対応したさまざまな媒体による歴史文化情報の発信
体制整備	・庁内の連携体制の整備と町民等に対する適切な助言・指導を行える体制の整備 ・さまざまな主体が交流・連携しながら、調査・研究や保存・活用を効果的に推進できる体制の整備 ・福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の体制の整備 ・福崎町の地の利を活かした企業や大学などとのより一層の連携体制の整備 ・歴史文化遺産データベースや保存・活用のための新たな制度の創設、資料や情報の管理・活用や専門的な人材の活用の仕組みづくりなど、各主体の自発的な取組を促進できる体制の整備 ・新たな観光支援・受け入れ体制の検討・構築

※1：６つの取組分野は、『兵庫県文化財保存活用大綱』に示す５つの基本方針「①歴史文化遺産の確実な保存対策」、「②歴史文化遺産の積極的な活用」、「③歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保」、「④歴史文化遺産を未来に伝える体制の整備」、「⑤歴史文化遺産の魅力発信の強化」をもとに、それぞれ①は「（３）保存・管理」、②は「（４）活用」、③は「（１）担い手育成」、④は「（６）体制整備」、⑤は「（２）調査・研究」と「（５）情報発信」に対応して設定しています。

（1）担い手育成の現状と課題

～　現　状　～

◇学習講座

町教育委員会では、平成 23 年度から平成 26 年度に、神戸大学や姫路大学等との連携のもと、「初心者向け古文書講座」を実施してきました。

歴史民俗資料館では、毎年テーマを設定して専門家による連続講座（年4～5 回程度）を開催しています。また、平成 12 年度から「ふくさき歴史体験隊」として、町内の小学 5・6 年生を対象に、勾玉づくりや発掘体験、拓本体験など、楽しみながら歴史文化に触れる機会を提供しています。

福崎町文化センターでは、生涯学習講座として、高齢者を対象とした「老人大学講座（神崎学園・福寿学園）」と、全世代を対象とした「サルビアセミナー講座」を開講し、歴史や文化についての講座も実施しています。

ふくさき歴史体験隊（発掘体験）

ふくさき歴史体験隊（拓本体験）

◇講師派遣

福崎町では、町内の小中学校や町民等のグループが主催する勉強会などに町職員を講師として派遣する「福崎まちづくり出前講座」を実施しています。町教育委員会では、これまで火起こし体験や町内の文化財巡りなどを行ってきました。

また、福崎町では町民の生涯学習への要求に応えるため、様々な分野で活躍している人々や技術者をボランティアとして「生涯楽集データバンク「まちの先生」」に登録してもらい、指導者（支援者）として町民の生涯学習活動を支援する取組を実施しています。歴史や音楽、文芸、自然科学など、多岐にわたる分野の「まちの先生」が登録されています。

福崎まちづくり出前講座
（火起こし体験）

◇民間の活動団体による取組

祭り・行事の保存・継承のための保存会が組織され、国・県・町の補助事業を活用しながら、伝統的な技術の伝承や担い手の育成に取り組まれています。

「辻川界隈観光ボランティアガイド」では、地域交流広場事業の一環として、新入生から上級生までの集団登校のグループを単位に、地域の歴史文化遺産を連れてまわり、住んでいるまちの魅力や歴史文化の大切さを伝える取組が実施されてきました。

図書館ボランティアグループ・図書館応援隊では、子どもへのサービス補助を行うグループを設け、絵本や紙芝居の制作や読み聞かせなどが実施されています。

その他、公民館クラブ活動では、書道や絵画、歌謡、短歌・俳句から英会話、ＩＴまで幅広い活動が行われています。また、昭和 58 年（1983）には「福崎町古文書研究会」、平成 18 年（2006）には「『故郷七十年』を読む会」が結成されて、古文書や柳田國男の著書から地域の歴史文化を学びとり、保存・活用を担う人材の育成を目指す取組が進められてきましたが、現在はいずれの会も解散しています。

紙芝居
（神前山に鎮座する建石敷命）
（制作：えほん・紙芝居グループ）

◇顕彰事業（イベント、表彰等）

福崎町では、柳田國男と井上通泰の祥月にあたる 8 月に、2 人の偉業を偲び「山桃忌」を開催しており、令和元年（2019）で第 40 回を数えました。式典、基調講演、記念講演、シンポジウム、伝統芸能の上演などとともに、「奉賛短歌祭」も開催しています。会場では特産品や観光グッズなどを販売し、夜には辻川界隈で辻川区主催により「民俗学の夕べ」が開催され、手作り夜店が出されて賑わうとともに、辻川鬼太鼓の演奏、神戸医療福祉大学（現神戸医療未来大学）の吹奏楽部や社会人グループなどによる演奏など、さまざまな催しが行われます。

山桃忌

また、福崎町では名誉町民を顕彰し、子どもたちの地域の歴史、民俗文化、自然科学に対する興味・関心を高めるために、優れた調査・研究を行

った町立学校児童生徒を表彰する「柳田國男ふるさと賞」と「吉識雅夫科学賞」の交付を実施しています。また、平成 26 年（2014）から、柳田國男・松岡家記念館主催で「柳田國男検定」を実施しており、小学生から大人まで幅広い世代が受検しています。

また、福崎町では日本民俗学会の研究奨励賞（35 歳未満の若手研究者を対象）を授与しており、受賞者には、歴史民俗資料館の講座での講演を行ってもらっています。

このほか、松岡兄弟の周年記念にあわせた講演会や特別展示の開催、柳田國男歌碑（辻川山）や井上通泰歌碑（観音寺）をはじめとした顕彰碑等の造立も行っています。

井上通泰歌碑（観音寺）

◇学校教育

町教育委員会では、平成元年（1989）に『柳田國男読本　福崎と柳田國男』（千葉徳爾著）を発行し、小中学生用の副読本や柳田國男検定の公式テキストとして利用してきました。令和２年（2020）には同書の改訂版『柳田國男読本　柳田國男と福崎』（石井正己著）を発行しました。また、令和３年（2021）には、近代以降の歴史や文化を中心とした小学生用の副読本『福崎町のくらしのうつりかわり』を発行しました。

副読本

また、校外学習として、歴史民俗資料館や柳田國男・松岡家記念館、柳田國男生家での古い道具や昔の暮らし学習、地域の古墳巡りなど、実物を見て触れて学べる学習を行っています。また、平成 10 年度から兵庫県が推進するトライやる・ウィーク（中学２年生を対象とした職場体験・福祉体験などの地域に学ぶ体験学習）では、歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館、大庄屋三木家住宅などの社会教育施設が受け入れ先となり、展示物作成や展示作業、来館者対応・案内などの体験の場を提供しています。

校外学習

前述の「柳田國男ふるさと賞」・「吉識雅夫科学賞」に応募する調査・研究作品は、町内の学校と連携し、夏休みの宿題として実施されています。また、「福崎まちづくり出前講座」としての町職員の小中学校への派遣のほか、柳田國男・松岡家記念館では、「福崎町ふるさと学習」として、町内の中学生と小学５・６年生を対象とした講演も実施しています。

～　課題（必要な取組）　～

人口減少や少子高齢化が進み、歴史文化遺産の保存・活用の担い手の減少が課題となっています。歴史文化の大切さを十分に認識できていない人が多いこと、また、認識していても、興味・関心のある人だけが取り組めばよいと思っている人が多く、実際の活動などに十分に展開できていないことが課題となっています。

担い手育成に必要な取組として、次の４点があげられます。

・町民・学校・企業・出身者などのさまざまな主体において、福崎町の歴史文化を大切に思う人・支える人を育むことが求められます。
・歴史文化は自分たちのものという当事者意識を育むことが求められます。
・郷土学習や歴史文化体験、観光ガイド育成などを通じて、歴史文化遺産の保存・活用の次世代の担い手を育むことが求められます。
・歴史文化遺産の保存・活用に係る専門的な人材、まちづくりに活かすためのリーダー的な人材や活動団体等を育むことが求められます。

（2）調査・研究の現状と課題

～　現　状　～

◇類型別・テーマ別の歴史文化遺産の把握調査

福崎町では、これまで主に次の類型別・テーマ別把握調査を実施してきました。なお、国や県等の調査を含めた把握調査一覧は巻末資料３－１のとおりで、歴史民俗資料館の特別展・企画展では、テーマごとの調査成果をまとめたパンフレットを発行しています。

・石造物調査（昭和 61 年～平成３年、令和２年度に追跡調査を実施）
・力石調査（平成４年頃、令和２年度に追跡調査を実施）
・絵馬調査（昭和 59 年、令和２年度に追跡調査を実施）
・古文書調査（昭和 59 年～平成３年頃）
・三木家文書・民具等調査（昭和 59 年～平成９年の５次の文書調査、平成 21～24、30 年、令和元年の神戸大学連携事業による文書・民具等調査）
・棟札調査（平成 21 年度）
・民俗行事調査（平成 17 年、令和２年度に追跡調査を実施）
・旧道・古道調査（平成 19 年）
・特殊地下壕調査（平成 22 年頃）

三木家住宅文献資料整理の様子

歴史民俗資料館特別展・企画展のパンフレットの例

◇埋蔵文化財調査

埋蔵文化財包蔵地については、ほ場整備・土木工事等にあわせて随時、調査を実施しています。これらの成果をもとに、これまで合計 25 冊の報告書を発行しています（令和４年３月現在）。

◇歴史民俗資料館による民具のリスト化

歴史民俗資料館では、寄贈を受けた民具合計 3,300 点を所蔵し、リスト化して管理しています。

埋蔵文化財の発掘調査の様子

◇町民が大切に思う歴史文化遺産の把握

平成 18 年度の歴史民俗博物館特別展『福崎記～ふくさきの記憶～』の開催にあわせて、自治会長や文化財協力委員の協力のもとに、「福崎百選」を選定しました。

福崎町では、平成 28～30 年（2016～2018）に、第２期自立（律）のまちづくり交付金事業のひとつとして、各自治会から「お宝（地域資源）」をあげてもらう事業を実施しました。合計 70 件があげられ、その成果をもとに『地域のお宝再発見』をとりまとめて発行しました。

◇民間の活動団体による調査研究

昭和 53 年（1978）に「ふるさとを語りつぐ会」が発足し、「民話・伝説の部」、「戦時中の生活の部」、「明治、大正時代の部」の専門部会を設けて話し合いが重ねられました。その成果をもとに、昭和 55 年（1980）11 月に『かたりべ　第一集』が発行され、平成 12 年（2000）11 月まで合計 18 集が発行されました。これらには、会員による調査の結果（小字地名の調査等）や自らの体験や見聞がまとめられ、明治・大正・昭和の福崎町の様子を知ることができる貴重な資料となっています。

現在の調査研究に取り組む民間団体には、「辻川歴史研究会」があります。その成果は同会ホームページや『ぶらり辻川界隈ー辻川お宝再発見めぐりーガイドブック』などで発信されています。

ぶらり辻川界隈
ー辻川お宝再発見めぐりー

◇自治会による地域史誌の編纂

一部の自治会では、地域史誌（村史）の編纂の取組も進められ、詳細な地域の歴史や文化がまとめられています。これまで高橋区（平成 12 年 1 月)、板坂区（平成 15 年３月)、大門区（平成 19 年６月)、田口区（平成 23 年５月)、西光寺区（平成 27 年)、余田区（令和４年１月)、鍛治屋区（令和４年１月)、福田区（令和４年３月）の８つの自治会で地域史誌が発行されています。

地域史誌の例

◇指定等文化財についての学術調査

県指定重要有形文化財三木家住宅について、平成 6 年度に建造物調査、平成 8 年度に民具調査、平成 9 年度に文献調査（昭和 59・60・62 年度の第一次から第四次の調査成果を含む）を実施し、平成 11 年（1999）3 月に『兵庫県指定文化財　三木家住宅総合調査報告書』を発行しました。その後も神戸大学連携事業などによる調査研究を継続的に実施しています。

◇町史の編纂

福崎町・田原村・八千種村が合併・発足した福崎町の町制施行 30 周年（昭和 61 年（1986））を機に、町史編集委員会を発足して町史の編纂の取組を開始しました。平成 2～6 年（1990～1994）にかけて全 4 巻（本文編 2 巻、資料編 2 巻）からなる『福崎町史』を発行しました。

福崎町史

～　課題（必要な取組）　～

国・県による把握調査しか実施できていない類型（寺社建築や近代化遺産など）や部分的な調査にとどまる類型（家の年中行事や民間説話など）、他分野の視点からの調査にとどまる類型（名勝地や伝統的建造物群など）のように十分な把握調査が実施できていない類型が多く残されていること、また、把握調査がほとんど実施できていない類型（彫刻・工芸品や無形文化財、国民娯楽など）もあることが課題といえます（表 3-2）。また、町民等による調査・研究の取組が限定的であることや価値が明確になっていない歴史文化遺産が多く残されていることなども課題となっています。

調査・研究に必要な取組として、次の 5 点があげられます。

- 寺社建築や彫刻・工芸品などの十分な調査ができていない類型や、民俗文化などの福崎町の歴史文化にとって特に重要となる類型について、優先的な把握調査を実施することが求められます。
- 子どもや出身者などの多様な視点からの把握調査を実施することが求められます。
- 町民等を中心とした調査・研究の町全域への波及が求められます。
- 専門家と連携した学術調査・詳細調査による価値の明確化やさらなる価値の解明が求められます。
- 福崎町の歴史文化の価値や魅力についての継続的な調査・研究が求められます。

表 3- 2　把握調査の実施状況（総括表）

類型			これまでの把握調査の実施概要	
有形文化財	建造物	建築物	△	寺社建築、近代和風建築、古民家は、国・県による調査のみ実施
		石造物	○	中世以降の石造物（古墳時代の石棺を含む）の調査を実施
		その他構造物	△	近代化遺産の県による調査のみ実施
	美術工芸品	絵画	△	絵馬の把握調査を実施、その他の調査は未実施
		彫刻・工芸品	×	未実施
		書跡・典籍・古文書・歴史資料	○	町史編纂時の調査、三木家文書の調査、棟札の調査などを実施
		考古資料	△	出土遺物のリスト化等の整理は未実施
無形文化財		音楽・演劇・工芸技術等	×	未実施
民俗文化財	有形の民俗文化財	祭具	△	屋台以外は未実施
		民具	○	歴史民俗資料館所蔵民具のリスト等の整理を実施
	無形の民俗文化財	年中行事・民俗芸能	○	各自治会の年中行事等の調査を継続的に実施
		その他の風俗慣習	△	食文化は国による調査のみ実施
記念物	遺跡	集落跡・古墳・寺社跡等	○	埋蔵文化財包蔵地として把握済、確認調査を継続的に実施
		街道・古道等	○	街道や巡礼道、舟運・渡しの調査を実施
		戦跡	○	特殊地下壕の調査を実施
	名勝地	庭園・河川・滝・山岳等	△	国・県による自然環境の視点からの調査のみ実施
	動物・植物・地質鉱物	動物	△	国・県による自然環境の視点からの調査のみ実施
		植物	○	国・県による自然環境の視点からの調査、町の保存樹指定に係る調査を実施
		地質鉱物	△	国・県による自然環境の視点からの調査のみ実施
文化的景観		生活・生業・風土により形成された景観地	△	国・県による調査のみ実施
伝統的建造物群		歴史的な町並み等	△	県による景観の視点からの調査のみ実施
文化財類型に該当しないもの		信仰の場	○	旧郡誌などで把握済
		民間説話・地名・伝承地・屋号等	△	小字地名とその由来の調査は実施、その他の調査は未実施
		国民娯楽	×	未実施

凡例　○：把握調査を実施、△：一部の類型又は視点の把握調査のみ実施、×：把握調査を未実施

（3）保存・管理の現状と課題

～　現　状　～

◇文化財指定等の推進

令和３年（2021）３月現在、国指定１件、県指定 12 件、町指定 34 件、国登録５件であり、計 52 件の指定等文化財があります。近年では、令和２年（2020）３月に妙徳山古墳が県指定史跡、令和３年（2021）３月にかくしほちょじが県指定重要無形民俗文化財に指定されました。また、令和３年（2021）３月に朝谷１号墳を町史跡に指定しました。

◇関連法制度等と連携した保存

建造物では、柳田國男生家と旧辻川郵便局の２件が「景観の形成等に関する条例」（兵庫県）に基づく「景観形成重要建造物」に指定されています。

樹木・樹林では、「福崎町自然保護条例」に基づいて 24 件の樹木を「保存樹」に指定し、「環境の保全と創造に関する条例」（兵庫県）に基づいて福田大歳神社のイチイガシを「郷土記念物」、二宮神社（アベマキーアカマツ林）が「環境緑地保全地域」に指定されています。

◇保存措置、維持・管理等

福崎町では、指定等文化財を中心に、破損・損傷等が生じた場合に適宜修理・修復を行っています。近年では、平成 28 年（2016）の悟真院火災で傷んだ石造宝塔（残欠）（町指定文化財）の保存処理、平成 30 年（2018）の台風で損傷した固寧倉（町指定文化財）の修復を行いました。

表 3-3　保存会

祭り・行事		保存会の名称[注1]	
秋祭り	田原	・熊野神社浄舞保存会	・北野屋台保存会
		・長目秋祭り保存会	・辻川祭り太鼓保存会
		・中島伝統文化保存会	・田尻区祭り保存会
		・八反田区秋祭り保存会	・大門屋台保存会
		・西野祭り保存会	・加治谷まつり保存会
		・井ノ口屋台保存会	
	大貫	・東大貫まつり保存会	
	八千種	・余田大歳神社浄舞保存会	・庄祭り保存会
		・余田祭り保存会	・鍛冶屋祭り保存会
	福崎	・二之宮神社幟芸保存会	・桜獅子舞保存会
		・新町祭禮保存会	・桜区屋台太鼓保存会
		・馬田太鼓保存会	・長野太鼓保存会
		・西山稲荷幟芸保存会	・神谷屋台保存会
		・山崎太鼓保存会	・西治祭り保存会
		・山崎区伊勢音頭保存会	・西治太鼓保存会
		・山崎区紙手保存会	・西治幟芸保存会
		・駅前祭り保存会	・高橋祭り保存会
		・駅前幟芸保存会	・高橋太鼓保存会
		・福田祭り太鼓・囃子保存会	・廣田神社幟芸保存会
		・板坂区秋祭り屋台保存会	
恵美須神社奉納相撲		・恵美須神社奉納相撲伝承会	
神積寺追儺(鬼追い)		・妙徳山神積寺追儺式保存会	
常住寺盆踊り		・常住寺盆踊り保存会	
かくしほちょじ		・かくしほちょじ保存会	
福田八朔祭り		・福田八朔祭り保存会	
その他		・伝統文化を残そう会（西大貫）	
		・うぶすな伝統文化保存会（庄）	
		・特定非営利法人　和楽	

注１：令和４年３月現在、把握できている保存会のみ掲載しています

町民等においても、寺社・惣堂の修理・清掃や古墳の草刈り等の維持・管理、保存会（表 3-3）による屋台等の祭具の修理・新調をはじめとした祭り・行事の保存・継承の取組などが行われています。なお、福崎町では、古墳周辺整備助成金や民俗文化財保存継承事業助成金等により、これらの取組の一部を補助しています。また、保存会による取組では、文化庁の文化遺産総合活用推進事業や伝統文化親子教室事業等の補助金を活用し、伝統芸能の所作・技術の伝承や用具の修理などが実施されてきました。

また、県指定重要有形文化財である三木家住宅の適切な保存と活用に向けて、平成 25 年（2013）には「三木家住宅保存活用計画」を策定し、保存管理、環境保全、防災、活用に関する各計画を定めました。

無形の民俗文化財の映像記録

◇記録作成

平成 24 年度に文化庁の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の助成を受けて、指定文化財のうち浄舞（熊野神社）、浄舞（余田大歳神社）、かくしほちょじ、法成就講、追儺（鬼追い）と、町内各自治会の年中行事と４つの秋祭りの映像記録を作成しました。また、平成 27 年度にも文化庁の「文化遺産を活かした地域活性化事業」の助成を受けて、４つの秋祭りのより詳細な映像記録を作成しました。

平成 21 年度以降、神戸大学連携事業として、三木家史料整理等に取り組んでおり、そのなかで目録作成とあわせて、古文書や着物、袱紗等のデジタル画像化を行いました。また、辻川界隈ジオラマ模型製作（平成 27 年度）では、ワークショップを開催して、歴史文化遺産等に係る地域住民の記憶証言の記録・整理を行いました。

辻川界隈ジオラマ模型製作
・ワークショップの様子

◇**史料の収蔵・保管**

遺跡からの出土遺物や、収集した古文書等の史料や民具等については、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館及び八千種埋蔵文化財倉庫で収蔵・保管しています。これまで町内の収蔵・保管施設はこの２か所でしたが、令和３年（2021）３月、新たに三木家住宅展示兼収蔵施設を整備しました。

三木家住宅展示兼収蔵施設

◇**防災・防火・防犯**

１月 26 日の文化財防火デーにあわせて、中播消防署と連携した防火訓練を実施しており、近年では、平成 22 年（2010）に歴史民俗資料館、平成 27 年（2015）に神積寺で実施しました。また、指定等文化財の防火対策では、平成 24 年（2012）に固寧倉に自動火災報知設備を設置しました。

また、歴史文化遺産に限定した取組ではありませんが、福崎町では、「福崎町防災マップ」を作成・配布し、ホームページや防災行政無線などでは防災情報の発信などを実施しています。「福崎町防災マップ」は、洪水浸水想定区域と浸水の深さ、土砂災害警戒区域、避難場所などを示した「福崎町防災マップ（洪水・土砂災害編）」と、地震や豪雨等によるため池の決壊の備え、町内の防災重点ため池の浸水想定区域を示した「福崎町防災マップ（ため池編）」の２種類の防災マップを作成しています。

防火訓練

防犯では、歴史民俗資料館や大庄屋三木家住宅などの町の施設については、警備会社への委託による防犯対策を講じています。一方、各自治会では、文化財協力員（58 ページ参照）の日常的な巡視に加え、一部の歴史文化遺産については、施錠や防犯カメラの設置、歴史文化遺産マップや地域史誌の編纂にあわせた写真撮影・記録化などの対策が講じられています。

～　課題（必要な取組）　～

指定等を受けていないものを含めた数多くの歴史文化遺産の保存が求められる一方で、老朽・破損などにより保存措置が求められる歴史文化遺産が増えてきていることや史料の保管・収蔵環境が十分に整っていないことなど、保存・管理にあたっての数多くの課題が生じてきています。また、祭り・行事をはじめとした民俗文化は、社会環境の変化等で移り変わりを見せるとともに、近年は新型コロナウィルス感染症の影響で中止されるものもあることから、その継承に向けた措置並びに記録作成等を継続的に行うことで、価値を確実に伝えることが課題となっています。また、指定等文化財についても、柳田國男生家の茅葺（藁葺）材の確保をはじめ、中長期的な視点からの適切な保存・管理が課題といえます。さらに、台風などの災害や損傷・盗難などによる歴史文化遺産の被害が増加していることなども課題となっています。

保存・管理に必要な取組として、次の８点があげられます。

- 文化財指定・登録等に向けた積極的な取組や、指定・登録等に至らない歴史文化遺産の関連制度による保存措置が求められます。
- 町民等による歴史文化遺産の日常的な維持・管理の継続が求められます。
- 三木家住宅の保存修理、絵馬の保存・修理方策や柳田國男生家の茅葺（藁葺）材の確保方策などの検討を含めた、歴史文化遺産の老朽・破損への対応を推進することが求められます。
- 指定等文化財については、専門家との連携のもとに保存活用計画の策定を推進して、長期的な視点からの保存・管理を行うことが求められます。
- 史料の適切な保管・収蔵を行える施設・設備の整備が求められます。
- 民俗文化の映像記録などの記録作成を継続的に行うことが求められます。
- 歴史文化遺産の防災・防火・防犯対策の取組の拡充が求められます。
- 盗難や破損などの万一の事態に備えた美術工芸品等の記録作成が求められます。

（4）活用の現状と課題

～　現　状　～

◇観光活用

福崎町では、柳田國男の功績を手がかりにしながら観光振興を図ることを目指して、平成 26 年（2014）に辻川山公園に河童像を設置し、妖怪を活かした地域おこしを開始しました。妖怪のオブジェやベンチの設置、グッズの開発・販売、妖怪造形コンテストなどの取組を行っています。

福崎町では、かつて栽培されていたもちむぎを用いた特産品づくりを進めるため、昭和 61 年（1986）から試作栽培を始めて活用方法の検討を始めました。平成 3 年（1991）にもち麦生産組合が組織されると、平成 7 年（1995）には「もちむぎのやかた」を整備して、もちむぎ麺などの特産品の開発や六次産業化を促進するとともに、食育にも活用しています。

令和元年（2019）10 月に駅前と辻川の 2 か所に、観光交流センターを整備しました。駅前は「交流」、辻川は「歴史・文化」をコンセプトとしたにぎわいづくりや魅力発信を行っています。

辻川山公園（河童と観光客）

もちむぎを使った特産品

◇イベント等の開催

昭和 61 年（1986）から、辻川区により、辻川界隈の町並みや風物を一つの画廊に見立ててユニークな展示をして、辻川の町並み散策遊歩してもらう辻川界隈展が開催されています。

また、福崎町では、平成 19 年（2007）から町主催の「民俗辻広場まつり」を開催して、和太鼓・三味線の演奏やもちむぎ料理の販売、辻川界隈の魅力を発信するスタンプラリーなどを行っています。この他にも、「歴史ウォーク」や自然歩道を散策しながら町内の歴史文化遺産を巡る「福崎町自然歩道を歩こう大会」なども町主催で開催しています。

民俗辻広場まつり（和太鼓演奏）

◇他都市等と連携した活用事業

福崎町と姫路市、市川町、神河町、朝来市、養父市が連携して「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」の日本遺産の認定申請を行い、平成 29 年（2017）4 月に認定されました。日本遺産を活用したさまざまな事業を展開しており、町内でも案内サインやモニュメントの設置などが行われています。

この他、柳田國男にゆかりのある市区町村長が一堂に会した「柳田國男ゆかりサミット」を昭和 62 年（1987）から各都市で開催してきました。現在は開催されていませんが、平成 26 年（2014）には遠野市と友好都市提携を行い、文化・教育・観光などの交流事業を推進しています。

福崎町自然歩道を歩こう大会
（日光寺）

◇歴史的建造物の活用

歴史的建造物の活用は町内各地で進められています。文化財指定等を受けた建造物を活用した事例は、次のものがあげられます。

- 柳田國男生家：昭和 49 年（1974）に辻川山に移築。近世末から近代における人々の暮らしを知ることができる民家として、また、柳田國男の民俗学への志の源となった民家として公開・展示。
- 旧神崎郡役所：昭和 57 年（1982）に辻川山に移築。「福崎町立神崎郡歴史民俗資料館」として神崎郡の民俗資料を収蔵・展示。
- 旧小國家住宅：「ルネサンス旧小國家プロジェクト」によりイベント利用されてきた後、平成 30 年（2018）からは長屋門をカフェとして活用。
- 三木家住宅、旧辻川郵便局：三木家住宅は、保存修理が完了した平成 29 年度から、主屋 1 階部分を三木家や地域の歴史を紹介する展示施設として公開し、定期的に特別展示を開催。令和 2 年（2020）から三木家住宅の主屋以外の部分と旧辻川郵便局をホテル・レストランとして活用。

福崎町では平成 28 年（2016）から「福崎町空家等情報バンク」を設置して、空き家所有者と利用希望者の仲介を行っており、空き家となる歴史的建築物の活用に向けた取組も推進しています。

NIPPONIA 播磨福崎 蔵書の館
（三木家住宅）

◇**自治会や民間の活動団体による取組**

辻川区・「辻川歴史研究会」では『ぶらり辻川界隈ー辻川お宝再発見めぐり』、西光寺区では『西光寺区史跡ガイド』を発行するなど、各自治会の歴史文化遺産マップづくりが進められています。

この他にも、大門区による虫送りの復活、春日山を考える会による春日山の活用方策の検討などの取組が展開されています。また、令和２年度までは、辻川界隈観光ボランティアガイドによる観光ガイドも行われてきました（担い手不足等により解散）。

◇**活用整備**

福崎町では、指定文化財を中心に数多くの歴史文化遺産への解説板の設置を進めるとともに、眺望・休憩のためのベンチの設置、駐車スペース等の活用整備を実施してきました。特に、歴史民俗資料館や柳田國男生家、鈴ノ森神社、北野天満神社、巌橋（平成 11 年（1999）移設）など、多くの歴史文化遺産が位置する辻川山は、平成 16 年（2004）に公園整備を完了し、その後も、妖怪オブジェの設置や学問成就の道の整備、平成 26 年（2014）の展望スペース「岸上大作　望郷の丘」の整備などを進め、福崎町の歴史文化観光の拠点となっています。

これらの整備は、車いす用スロープの設置や子ども達との共同での石敷き復元（東広畑古墳）など、福祉や教育とも連携して実施しています。

また、應聖寺では数多くの文学碑を造立するなど、歴史文化の新たな活用に向けた取組が進められています。

◇**観光・周遊環境の整備**

七種山登山道やふくさき三獅子山ふれあいの森遊歩道、近畿自然歩道など、登山道や自然歩道等の整備を進め、歴史文化遺産を巡る道としても利用されています。

交通手段では、平成 11 年（1999）から巡回バス「サルビア号」を運行し、町民や観光客の移動手段となるバス路線の拡充を図っています。また、駅前と辻川の観光交流センターを拠点としたレンタサイクルを、令和２年（2020）３月から試験運用し、同年９月から本格的に運用しています。

辻川界隈観光ボランティアガイド

岸上大作　望郷の丘

レンタサイクル事業

～　課題（必要な取組）　～

観光振興を主眼とした活用や整備を推進するなかで、それらが必ずしも歴史文化の正しい理解につながっていないこと、また、他都市との連携やまちづくり、教育、福祉などの他分野との連携に乏しかったことが課題としてあげられます。一方で、案内・解説や交通アクセスなどの活用のための整備が十分でない歴史文化遺産が多く残されていること、今後、空き家となる歴史的建築物の増加が予想されるなかで、それらの活用も課題となっています。さらに、個々の歴史文化遺産の活用が中心で、周辺の景観・環境づくりや歴史文化遺産相互のつながりの活用に乏しかったことも課題といえます。

活用に必要な取組として、次の８点があげられます。

・歴史文化の正しい理解につながる活用の推進が求められます。
・これまで十分に光があたっていなかった歴史文化の活用も求められます。
・空き家となる歴史的建築物の活用促進が求められます。
・日本遺産の活用など、広域連携によるより魅力的な活用の取組が求められます。
・観光、産業、まちづくり、教育、福祉などの幅広い分野への活用が求められます。
・自治会の主体的な活用の取組による歴史文化豊かな生活環境づくりが求められます。
・さまざまな活用を見据えた整備や周辺を含めた魅力的な景観・環境づくりが求められます。
・交通ネットワークの整備等を通じて、関連する歴史文化遺産や拠点施設等をつないだ効果的な活用が求められます。

（5）情報発信の現状と課題

～　現　状　～

◇広報誌・会誌等

福崎町発行の『広報ふくさき』では、11 月と 3 月の年 2 回、「福崎町文化財だより」を掲載して、町内の歴史文化遺産の紹介や最新の調査成果などを発信しています。また、連載記事も掲載しており、これまで「ふくさき史話」（全 80 話）、「郡役所の魅力」（全 3 話）、「播磨国風土記」（全 6 話と特集）などを連載してきました。現在は、「大庄屋三木家「よもやま話」」（第 84 話まで連載）と「松岡五兄弟」（第 64 話まで連載）を連載中です（令和 4 年 3 月現在）。なお、「ふくさき史話」は、連載終了後、冊子化して発行しています。

広報ふくさき
福崎町文化財だより

柳田國男・松岡家記念館では、平成 16～22 年度は『辻川界隈』、平成 23 年度以降は『うぶすな』を年 1 回発行し、柳田國男や松岡家に関連する情報やイベント情報などを発信しています。

福崎町文化センターでは、昭和 60 年（1985）から歴史や文化に関する広報誌として「福崎町文化」を年 1 回 3 月に発行しており、令和 3 年（2021）3 月で第 37 号を数えます。最新の学術調査の成果から小中学生等による地域の歴史文化遺産の調査結果、町内の文化活動・クラブ活動に関する情報などを掲載しています。

◇説明会・講演会・シンポジウム等

福崎町では、定期的に文化財フォーラム等を開催しています。近年では、平成 26 年（2014）11 月に国指定重要文化財木造薬師如来坐像の公開（60 年に一度）にあわせた「未来につなぐ地域の歴史文化遺産「福崎町の文化財」」、平成 27 年（2015）11 月に柳田國男生誕 140 年記念「福崎町の民俗文化財ー未来につなぐ地域の歴史文化遺産ー」、平成 28 年（2016）11 月に福崎町町制 60 周年・井上通泰生誕 150 年記念「福崎町と『播磨国風土記』～古代の地名が語るふるさと福崎の魅力～」を開催しました。

福崎町文化財フォーラム

歴史民俗資料館や柳田國男・松岡家記念館、福崎町文化協会においても随時講演会を開催しています。近年では、平成 30 年（2018）5 月に「日本遺産　銀の馬車道の歴史講話」（福崎町文化協会）、令和元年（2019）6 月に「偉人崇拝の民俗学ー歴史認識の民俗学にむけて」（柳田國男・松岡家記念館）、同年 10 月に「日本画家・松岡映丘の業績」（柳田國男・松岡家記念館）、令和 3 年（2021）2 月に「ふくさきの遺跡～令和元年度の調査から～」（歴史民俗資料館）を開催しました。

この他、埋蔵文化財の発掘調査に伴い、新たな発見があった場合には、随時発掘調査説明会を開催しています。近年では、令和 2 年（2020）8 月に、桜東畑遺跡の現地説明会を開催しました。

現地説明会（桜東畑遺跡）

◇子ども向け情報発信

子ども向けの普及・啓発資料として、かつて神崎青年会議所から柳田國男の半生をマンガで分かりやすく解説した小冊子が発行されました。平成 23 年度には町教育委員会で『ふくさき再発見シリーズ』を作成し、町ホームページで公開しています。

◇ホームページやマスメディア等での情報発信

福崎町ホームページでは、「観光・文化情報」のなかで、町内の歴史文化遺産の紹介や祭り、特産品、観光などの情報を発信しています。なかでも福崎町名誉町民である柳田國男と吉識雅夫、兵庫県指定重要有形文化財である三木家住宅については個別ページを設けて詳しく解説しています。また、「くらしの情報」の「生涯学習」のページでは、指定文化財の一覧や普及・啓発資料『ふくさき再発見シリーズ』を掲載しています。

ふくさき再発見シリーズ

福崎町観光協会のホームページでは、福崎町の自然・歴史・文化などの

特徴や主要な歴史文化遺産、特産品、四季のイベントなどの観光情報を発信しています。

また、ホームページ以外でも、町や観光協会、観光交流センターなどにより Twitter や Facebook、Instagram、YouTube などの媒体により情報発信を行っています。

この他、妖怪を活用した地域おこしや三木家住宅の宿泊施設としての活用などの取組は、テレビや新聞などの数多くのメディアで取り上げられて広く発信され、町の知名度の向上や観光誘客につながっています。

◇歴史文化遺産マップや解説リーフレット、観光マップ等の発行

福崎町では、テーマに応じた表 3-4 のマップやリーフレットを発行して歴史文化遺産情報を発信しています。この他にも『大庄屋三木家住宅主屋常設展示ガイドブック』などの観光施設ごとリーフレットや登山マップなども発行しています。また、寺院などの所有者による個々の歴史文化遺産の解説リーフレットや、各自治会の歴史文化遺産マップも多数発行されています。

表 3-4　マップ・リーフレット等

区分	名称
歴史文化遺産マップ・リーフレット	『福崎町の文化財』（平成 22 年作成・平成 27 年改訂・令和元年改訂、福崎町教育委員会）
	『福崎町文化財マップ』（平成 28 年、福崎町文化協会）
	『福崎町古墳ガイドマップ』（令和 2 年、福崎町教育委員会）
	『福崎町神社仏閣まっぷ』（平成 27 年、福崎町観光協会）
	『福崎町播磨国風土記ゆかりの地散策マップ』（平成 26 年、福崎町観光協会）
	『民俗学のふるさと　辻川界隈散策マップ』（令和 3 年、福崎町観光協会）
	『柳田國男『故郷七十年』辻川界隈散策マップ』（平成 29 年作成、令和 2 年改訂、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター）
	『福崎の民具　―知る・調べる―』（平成 30 年、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター）
観光パンフレット	『福崎観光ガイド』（平成 30 年、福崎町観光協会）
	『観光福崎　兵庫県福崎町総合観光ガイド』（平成 30 年、福崎町観光協会）
	『兵庫県福崎町コンシェルジュガイドブック』（平成 31 年、福崎町地域振興課）
	『福崎町観光マップ』（平成 28 年、福崎町観光協会）

一方、平成 29 年（2017）にご当地アプリ「スマホ DE ふくさき」、令和 3 年（2021）には観光アプリ「ふくなび」を配信するなど、新しい技術を活用した情報発信も進めています。

◇特別展・企画展の開催

歴史民俗資料館では、毎年テーマを決めて、特別展や企画展を開催しています。また、柳田國男・松岡家記念館では、「柳田國男ふるさと賞」の優秀作品を展示する「子どもふるさと展」や、「松岡映丘画稿展」を継続的に開催し、松岡五兄弟の周年記念等にあわせた企画展も定期的に開催しています。また、大庄屋三木家住宅では、主屋の保存修理工事が完了した平成 29 年度から主屋 1 階部分の公開・展示を開始し、同年から「わが家の雛人形展」や特別展示の開催も開始しています。

観光アプリ「ふくなび」

～　課題（必要な取組）　～

主体やニーズに応じた戦略的な情報発信ができていないこと、さまざまな主体が提供する情報の管理・調整が十分にできていないことなどが課題となっています。特に町ホームページの歴史文化情報の構成が分かりにくいことや子どもへの分かりやすい情報発信に欠けるなど、興味・関心を惹き出すような情報発信が十分ではありませんでした。

情報発信に必要な取組として、次の 5 点があげられます。

- 町ホームページによる分かりやすい情報の発信や広報連載記事の再編・発信、最新の調査成果の地域への還元など、町民等が歴史文化に対する興味・関心を高める機会の提供が求められます。
- 子どもが自ら調べ、学ぶことができる情報を提供することが求められます。
- 観光集客と保存・活用を支援するファン層の獲得のための魅力的な情報の発信が求められます。
- 情報を相互にリンクするなど、効果的な情報発信体制を構築することが求められます。
- 観光客の観光支援やより詳しい情報へのニーズに対応したさまざまな媒体による歴史文化情報の発信が求められます。

（６）体制整備の現状と課題

～ 現 状 ～

◇町民等の体制

町内の 33 自治会が町民による歴史文化遺産の保存・活用の基礎単位となり、清掃活動などの日常的な維持管理をはじめ、地域の歴史文化遺産の把握・整理、パンフレットの作成や地域史誌の編纂などの多種多様な取組を実施しています。

福崎町では平成 15 年（2003）に「**福崎町文化財協力員**注1」の制度を創設して、各自治会 1 名程度を任命しており、文化財協力員は、歴史文化遺産の調査・保存・活用や地域住民への啓発活動、巡視や情報提供などの活動を行っています。

自治会の区域をまたがる組織には、地域交流広場推進委員会（田原・八千種・福崎・高岡の４委員会）があり、小学校区単位での子どもの見守り活動や文化活動などを行っています。

民間の活動団体には、民俗文化の保存・継承に向けた活動を行う保存会が組織されています。また、この他にも『故郷七十年』の索引作りなどを行う「山桃の会」、図書館の運営をサポートして絵本・紙芝居の作成や民話のかたりべ活動などを行う図書館応援隊などが活動しています。

町内企業については、福崎町商工会が中心となって、会員の企業による地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに向けた業務を行っています。なかでも(株)PAGE は大庄屋三木家住宅や観光交流センターの指定管理業務などを行っています。また、町内には神戸医療福祉大学（現神戸医療未来大学）があり、福崎町と「包括連携協力に関する協定」を締結して、イベントなどでの連携を図っています。

> 注１：福崎町文化財協力員
> 「福崎町文化財協力員」は、福崎町に所在する文化財を後世に末永く継承し、保護し、調査・活用することを目的として設置しています。
> 設置要綱では、その職務を次の７つとしています。
> ① 文化財保護・活用活動の中核となり、その活動の推進をはかり協力すること。
> ② 文化財保護・活用に関し、関係機関の業務に協力すること。
> ③ 文化財保護に対する地域住民の認識と理解を深めるために、啓蒙活動を行い、協力すること。
> ④ 歴史及び民俗資料等の収集並びにその情報提供を行い協力すること。
> ⑤ 周知の遺跡又は埋蔵文化財包蔵地における現況及び開発等に関する情報提供を行い協力すること。
> ⑥ 歴史民俗資料館等の活動や悉皆調査、文化財巡視等の活動に協力すること。
> ⑦ その他文化財保護・活用に関し必要と認められる職務を行うこと。
> なお、ここで用いる「文化財」の用語は、本計画で用いる「歴史文化遺産」にあたります。

◇行政の体制

歴史文化遺産の保護に関する業務は、教育委員会社会教育課が所管しており、同課では生涯学習や文化・芸術の振興などの業務も行っています。また、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館、福崎町立柳田國男・松岡家記念館、文化センターなどの関連施設の運営業務も担当しています。

歴史文化遺産は、観光振興やまちづくり、産業振興、学校教育などと密接に関係することから、各分野の施策の推進にあたって、必要に応じて、地域振興課やまちづくり課、農林振興課、住民生活課、学校教育課などの関係部局との連携を図っています。特に、観光振興については、令和２年（2020）から地域振興課のもとに観光交流室（地域振興課、農林振興課、社会教育課の職員４名が兼任）を設置して相互の連携を図っています。

行政関係機関では、福崎町観光協会が、観光案内や特産品の販売、観光情報の発信などの観光振興に係る業務を、福崎町文化協会が、柳田國男・松岡家の顕彰事業、歴史や伝承を大切にした新しい文化の創造、文化施設・設備の充実と促進、文化グループの育成等の業務を行っています。

◇専門家との連携体制

地方文化財保護審議会として、福崎町文化財の保護に関する条例に基づき、福崎町文化財審議委員会を設置し、文化財の保存・活用に関する重要事項についての調査・審議等を行っています。

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターと連携して、歴史文化遺産の掘り起こしや史料調査等の共同研究を実施しています。

◇主体間の横断組織

平成 30 年（2018）に、福崎町、(株)神戸新聞社、(一社)ノオトによる「**福崎町文化観光まちづくり協議会**注2」を設置し、辻川界隈の歴史文化遺産を活用したエリア開発に関する事業及び同事業の町全域への展開や銀の馬車道沿道地域との連携事業を実施しています。

> 注２：福崎町文化観光まちづくり協議会
> 「福崎町文化観光まちづくり協議会」は、福崎町における文化と観光が融合したエリア開発事業を推進することを目的として設置しています。
> 規約では、次の３つの事業を実施することとしています。
> ① 辻川地区における歴史的資源を活用したエリア開発事業についての計画づくりとその事業の実施
> ② 上の①の事業の福崎町内への展開と「銀の馬車道」沿道地域との連携
> ③ その他、福崎町における文化と観光が融合したエリア開発に資する事業

◇その他町外の関係機関等との連携体制

歴史文化遺産の保存・活用に関する業務全般について、兵庫県教育委員会文化財課から支援を受けて実施しています。

生野鉱山寮馬車道（「銀の馬車道」）による南北交流の促進や地域おこし、さらには日本遺産の魅力発信に係る各種事業について、銀の馬車道ネットワーク協議会や日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」推進協議会との連携のもとに実施しています。

平成 26 年（2014）に、岩手県遠野市と友好都市として提携し、小学生交流やイベントでの相互の町紹介・展示や特産品販売等を行っています。

遠野市との友好都市提携

◇保存・活用施設

歴史文化遺産の展示・収蔵などの社会教育関係施設では、「福崎町立神崎郡歴史民俗資料館」、「福崎町立柳田國男・松岡家記念館」、「大庄屋三木家住宅」などの計７か所があり、その多くが辻川界隈に位置しています。

観光振興を主目的とする施設では、駅前と辻川の２つの観光交流センターと「もちむぎのやかた」の計３か所、イベントなどの催しや公民館クラブ活動などの町民文化活動の拠点となる施設では、「福崎町エルデホール」や「福崎町文化センター（中央公民館）」などの計４か所があり、この他、各自治会の集会所なども歴史文化遺産の重要な保存・活用の拠点となっています。

福崎町立柳田國男・松岡家記念館

◇保存・活用の支援制度

福崎町では、歴史文化遺産の保存・管理に関する助成制度として、「古墳周辺整備助成金」と「民俗文化財保存継承事業助成金」を設けています。いずれも指定等文化財である歴史文化遺産を対象とし、「古墳周辺整備助成金」は、古墳の管理者に対して除草・清掃等の維持管理経費を助成、「民俗文化財保存継承事業助成金」は、無形の民俗文化財の保存団体に対して、保存・継承のための経費を助成しています。

また、歴史文化遺産の保存・活用については、「自立（律）のまちづくり交付金制度」も利用されています。

この他、文化庁補助事業や県補助事業も利用されて、歴史文化遺産の保存・活用が図られています。

民俗芸能の継承事業

～　課題（必要な取組）　～

これまで歴史文化遺産の保存・活用のための連携体制が明確に示されていなかったため、主体間の十分な連携が図れず、保存会や福崎町文化観光まちづくり協議会などの活動も限定的になるという課題が生じています。また、支援体制では、これまでは指定等文化財を主な対象としてきたため、指定等を受けていない歴史文化遺産への支援が十分に行き届いていないという課題があります。

体制整備に必要な取組として、次の６点があげられます。

- 庁内の連携体制の整備と町民等に対する適切な助言・指導を行える体制の整備が求められます。
- さまざまな主体が交流・連携しながら、調査・研究や保存・活用を効果的に推進できる体制の整備が求められます。
- 福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の体制の整備が求められます。
- 福崎町の地の利を活かした企業や大学などとのより一層の連携体制の整備が求められます。
- 歴史文化遺産データベースや保存・活用のための新たな制度の創設、資料や情報の管理・活用や専門的な人材の活用の仕組みづくりなど、各主体の自発的な取組を促進できる体制の整備が求められます。
- 新たな観光支援・受け入れ体制の検討・構築が求められます。

３－２　取組分野ごとの方針

取組分野ごとの方針は、目標の実現に向けた５つの基本方針を大前提とした上で、具体的な取組の方向性を６つの取組分野に分けて分かりやすく整理して示すものです。取組分野ごとの現状と課題を踏まえて、次ページ以降のように設定します。

なお、取組分野ごとの取組は、「担い手育成」を中心に据え、「体制整備」により各取組分野の取組を支えながら、各取組分野の取組を相互に関係づけて循環させることにより、持続的な展開を図っていくこととします。

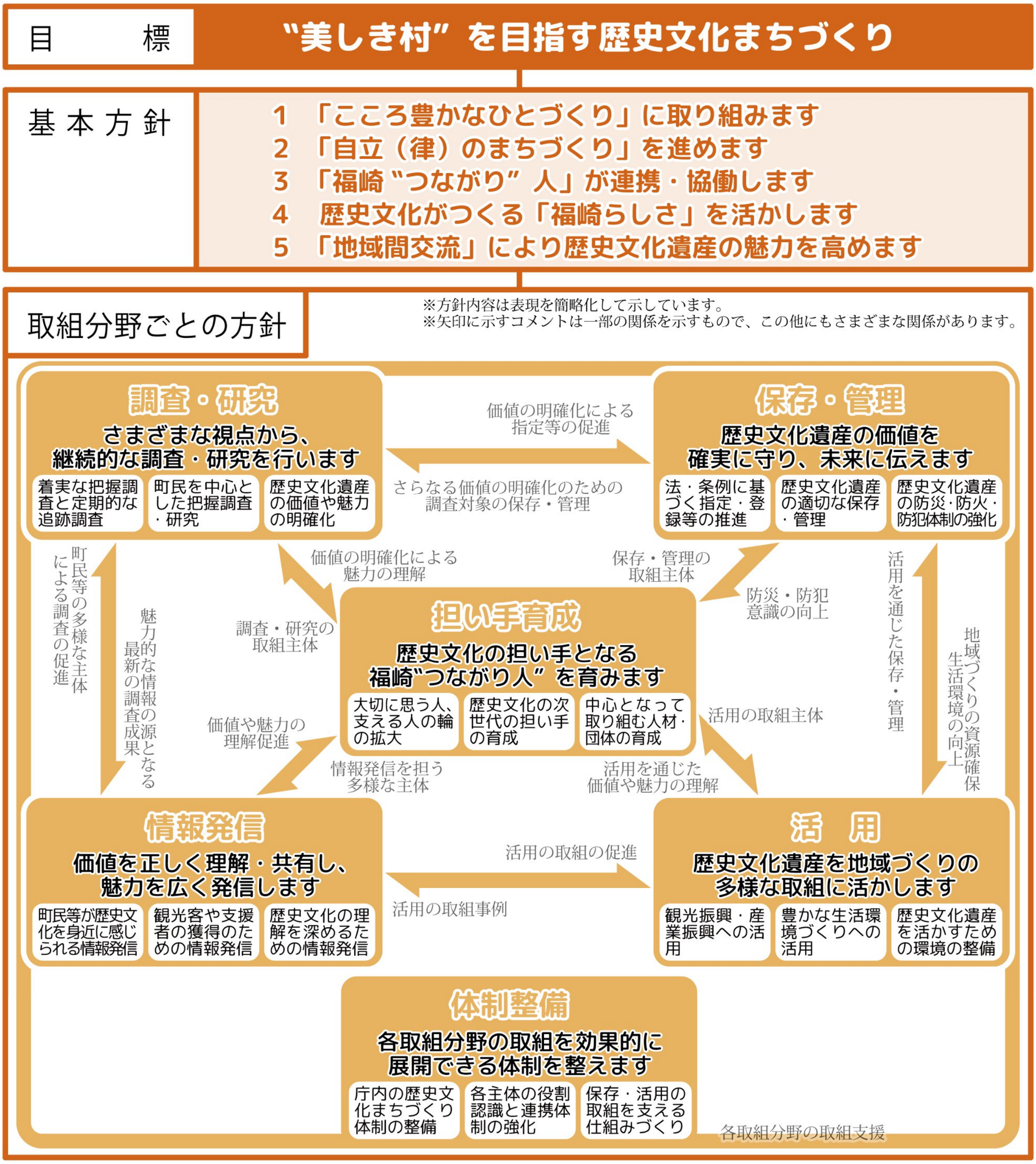

図 3-1　目標・基本方針及び取組分野ごとの方針の関係

（1）担い手育成の方針

～　歴史文化の担い手となる福崎“つながり人”を育みます　～

（1）-①　歴史文化を大切に思い、保存・活用を支える人の輪を広げます

歴史文化を気軽に学べる場やツールづくり、町民等の主体的な学びや活動を促す事業などを通じて当事者意識を育み、福崎町の歴史文化を大切に思う人、支える人、そして、主体的に取り組む人を育みます。

町民等による下張り文書はがし

（1）-②　福崎町の歴史文化の次世代の担い手を育みます

学校教育との連携や年中行事への参加の促進、歴史文化体験学習の機会の提供などを通じて、子ども達の歴史文化に対する興味･関心を高め、伝統の技・知恵を伝え、歴史文化の次世代の担い手として育みます。

発掘体験

（1）-③　歴史文化の保存・活用に中心となって取り組める人材や団体を育みます

学習講座や勉強会などを通じて、歴史文化に関する専門的な知識や技術をもつ人材を育みます。また、公民館クラブ活動などを通じて、歴史文化に係るさまざまな民間活動団体の組織・育成を進めます。

古文書講座

（2）調査・研究の方針

～　さまざまな視点から、継続的な調査・研究を行います　～

（2）-①　歴史文化遺産の着実な把握調査と定期的な追跡調査を推進します

歴史的建築物、美術工芸品、民俗文化に関する把握調査・追跡調査を優先的に実施します。また、小中学生や福崎町出身者などのさまざまな視点から、地域のお宝とされる歴史文化遺産の把握調査を実施します。

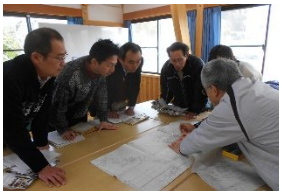
聞き取り調査

（2）-②　町民を中心とした歴史文化遺産の把握調査及び歴史文化研究を推進します

町民との協働により把握調査を町全域に広げ、各自治会による地域の歴史文化遺産の再確認や歴史文化研究、また、それらを踏まえた地域史誌づくりを促進します。

自治会が作成した冊子
（西光寺区）

（2）-③　歴史文化遺産の価値や福崎町の歴史文化のさらなる魅力を明らかにします

専門家との連携のもと、歴史文化遺産の価値の明確化のための詳細調査やそれらを踏まえた福崎町の歴史文化の価値・魅力に関する調査・研究を推進します。

専門家による調査

（３）保存・管理の方針

～　歴史文化遺産の価値を確実に守り、伝えます　～

(3) -①　法・条例に基づく指定・登録等を推進します

歴史文化遺産の価値に応じて、文化財指定・登録等や関連制度に基づく指定等を推進し、制度による確実な保存措置を講じます。

保存樹（二之宮神社の森）

(3) -②　歴史文化遺産を適切に保存・管理します

老朽化や破損等が見られるものの保存・修理や、町民等による日常の維持・管理、美術工芸品等の保管・収蔵のための施設・設備の整備、民俗文化の記録作成などを通じて、歴史文化遺産を適切に保存・管理します。また、材料確保など、保存・管理上の課題を抱えているものは、専門家等の意見を聴きながら、保存・管理方策の検討を進めます。特に指定等文化財については、保存活用計画の作成を進めます。

収蔵庫での美術工芸品の保管
（柳田國男・松岡家記念館）

(3) -③　歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制を強化します

広報による情報発信や歴史文化遺産の防火訓練などによる防災・防火・防犯意識の向上や、美術工芸品等の記録作成や防災・防火・防犯設備の整備、災害対策マニュアルの作成などによる対策の強化や対応の周知・徹底を図り、災害・犯罪に強い体制づくりを進めます。

防火訓練（神積寺）

（４）活用の方針

～　歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かします　～

(4) -①　歴史文化の正しい理解のもと、歴史文化遺産を観光振興・産業振興に活かします

歴史文化の正しい理解へとつなげるための活用のあり方を検討し、これまで光があたっていなかった歴史文化も活かしながら新たな商品開発や特産品づくり、歴史文化を活かしたイベントの開催、空き家となる歴史的建築物の再生・活用、広域連携によるさらなる魅力向上の取組などを進め、歴史文化遺産を積極的に観光振興・産業振興に活かします。

民俗辻広場まつり

(4) -②　歴史文化遺産を豊かな生活環境づくりに活かします

自治会や小学校区を単位として、町民等による主体的な活用の取組を推進し、歴史文化遺産をまちづくりや教育、福祉などの幅広い分野に活かすことで、歴史文化豊かな住みよい生活環境づくりを進めます。

身近な歴史文化遺産巡り

(4) -③　歴史文化遺産を活かすための環境を整えます

多様な主体によるさまざまな活用のあり方を見据えたユニバーサルデザインによる活用整備を進めます。また、歴史文化遺産をより魅力的に感じられる景観づくりや、歴史文化遺産や拠点施設等をつなぐ周遊ルート・交通体系の整備を進めます。

レンタサイクル

（5）情報発信の方針

〜　価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信します　〜

(5) -①　町民等が歴史文化を身近に感じられる継続的・定期的な情報発信を行います

町民等が身近な歴史文化を再認識・再確認できるよう、広報誌や説明会・講演会などを通じて、歴史文化遺産の最新の情報を継続的・定期的に発信します。また、子どもたちが自ら調べ、学ぶことができる子ども向けの情報発信を行います。

現地説明会（南田原条里遺跡）

(5) -②　観光客や支援者を獲得・拡大するための魅力的な情報発信を行います

観光客や歴史文化遺産の保存・活用の支援者となるファン層を獲得・拡大するため、ホームページや SNS、マスメディアなどの各種媒体を通じて、さまざまな主体と連携しながら魅力的な情報発信を行います。

歴史ウォークのテレビ取材

(5) -③　福崎町の歴史文化の理解を深めるための情報発信を行います

観光客の観光支援やより詳しい情報へのニーズに対応するため、ホームページの充実や解説リーフレット・マップなどの作成、観光アプリや資料館・記念館の展示の充実などを進めます。

福崎町観光協会ホームページ

（6）体制整備の方針

〜　各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整えます　〜

(6) -①　庁内の歴史文化まちづくりに係る体制を強化します

庁内関係部局・施設の連携など、歴史文化遺産の適切な保存と効果的な活用が図れる庁内体制を整備します。また、町民等が気軽に相談できる窓口の設置など、町民等の取組を的確に誘導できる体制を整えます。

福崎町文化財保存活用
地域計画協議会

(6) -②　さまざまな主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組める体制を整えます

情報共有・交換の場づくりなどを通じて、さまざまな主体が交流・連携しながら、効果的な取組を推進できる体制を整えます。また、特に福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の体制づくりや、企業や高校・大学との連携体制の強化などに取り組みます。

民俗辻広場まつりでの
福崎高校吹奏楽部による演奏

(6) -③　歴史文化遺産の保存・活用の取組を支える仕組みを整えます

歴史文化遺産データベースや保存・活用のための新たな制度の創設、資料や情報の管理・活用や専門的な人材の活用の仕組みづくりなど、各主体の自発的な取組を促進できる体制の整備を進めます。また、特に観光振興にあたって必要となる新たな観光支援・受け入れ体制を構築します。

かたりべによる民話語り